

各 位

株式会社 東北銀行

遠野市賃貸住宅整備資金利子補給制度のお知らせ

株式会社東北銀行（取締役頭取 村上 尚登）と「地方創生に関する連携協定」を締結している遠野市では、遠野に移り住む方々の生活拠点となる賃貸住宅の整備を促進するために、標記の利子補給制度を実施いたします。制度概要につきましては、下記のとおりとなります。

今後においても当行と遠野市は、地方創生に関する推進に相互連携・協力してまいります。

記

【制度概要】

遠野市内に賃貸住宅を新たに整備する場合、当行からお借り入れいただいた賃貸住宅整備に係るご融資利息に対し、遠野市が利子補給金を交付します。

対象者	遠野市に在住している個人または、遠野市に事業所を設置する中小企業
対象ローン	融資限度額 1 億円 ※平成 29 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までに当行と契約締結されたもの
対象物件	遠野市内に整備する賃貸住宅 ※平成 30 年 1 月 1 日から平成 32 年 12 月 31 日までに工事完了し登記されたもの
利子補給額	年利 1.0%以内 最大 15 年
受付期間	平成 33 年 3 月 31 日まで
対象ローン取扱店	東北銀行 遠野支店

以上

【本件に関するお問い合わせ】

支店統括部（担当：梅津・村上）

電話番号：019-651-6161

**東北銀行**

〒020-0023 盛岡市内丸 3 番 1 号

電話番号 019-651-6161

F A X 019-653-1291

ホームページ <http://www.tohoku-bank.co.jp>